

第27次東京都消費生活対策審議会

第3回総会

令和5年1月31日（火）

オンライン

(午前10時04分 開会)

○消費生活部長 お時間になりましたので、開会させていただきます。

本日は、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本審議会の事務局を担当しております東京都生活文化スポーツ局消費生活部長の片岡でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、この場をお借りしまして、御報告を1点させていただきたいと思ひます。

各委員の皆様には、その当日、メールにてお知らせしたところでございますが、昨年12月26日に次期消費生活基本計画を公表させていただきました。計画策定に当たりまして、委員の皆様の多大なる御協力を賜りましたことを改めて御礼申し上げます。

それでは、議事の進行は審議会の会長であります鹿野会長にお願いしたいと存じます。

それでは、鹿野会長、よろしくお願いたします。

○鹿野会長 ただいまより、第27次東京都消費生活対策審議会第3回総会を開会させていただきます。

本審議会の会長を務めております鹿野と申します。本日は、私が進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、事務局から定足数の報告と資料の確認をお願いします。

○企画調整課長 事務局の企画調整課長の伊与でございます。

最初に、本日の出席状況について、御報告させていただきます。

ただいま、御出席をいただいております委員の方は20名、委任状を御提出していただいた委員が5名でございます。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます委員総数の半数以上の出席という総会開催に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は、都のホームページ等に掲載し公表させていただきますことを御了承願ひます。

続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

最初に、次第がございまして、資料1、委員・専門員名簿。今、画面に共有しております、こちら次第です。それで資料1に委員・専門員名簿。資料2、幹事・書記名簿。資料3、多摩消費生活センターの機能強化について【答申案概要】。資料4、多摩消費生活センターの機能強化について(答申案)の意見照会の結果と対応案。資料5-1、多摩消費生活センターの機能強化について(答申案)見え消し版。資料5-2、多摩消費生活センターの機能強化について(答申案)溶け込み版。資料6、諮問文(東京都消費生活条例施行規則の改正について)。資料7、東京都消費生活条例施行規則の改正について。その他、参考資料といたしまして4点おつけしております。参考資料1が多摩センターの機能強化についての諮問文の写し、参考資料2が多摩のセンターの機能強化検討部会における主な意見の要約、参考資料3が条例施行規則改正の関連法令の改正箇所の抜粋、資料4が本審議会の運営要綱でございます。

続きまして、委員及び専門員の方々を御紹介申し上げます。

資料1、委員・専門員名簿を御覧ください。

昨年8月の第1回総会以降、新たに就任された委員の皆様を御紹介申し上げます。お名前をお呼びいたしますのでマイクをオンにいただきまして、御紹介が終わりましたら再びオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、まず委員の方から御紹介です。

東京都議会議員の石島秀起委員。

○石島委員 皆さん、おはようございます。東京都議会自民党の石島秀起です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 ありがとうございます。

次に、東京都議会議員、平けいしょう委員。

○平委員 平でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、専門員の方でございます。

東京都民生児童委員連合会常任協議員の藤沢行男専門員。

○藤沢専門員 都民連の藤沢です。よろしくお願ひします。

○企画調整課長 よろしくをお願いいたします。

続きまして、多摩のくらしを考えるコンシューマーズネットワーク事務局長の五十嵐ちづ子専門員。

○五十嵐専門員 初めまして。多摩コンシューマーズの五十嵐です。よろしくをお願いいたします。

○企画調整課長 よろしくをお願いいたします。

そして、本日、御欠席でございますが、立川市市民生活部生活安全課長の中島弘陽専門員でございます。

新たに御就任されました委員・専門員の御紹介は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

なお、第27次審議会の幹事・書記につきましては、資料2、幹事・書記名簿の配付をもって紹介に代えさせていただきます。

○鹿野会長 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

本日は、審議事項が二つございます。

審議の進め方ですが、まずは審議事項の第1「多摩消費生活センターの機能強化について」でございますが、これについては、まず、事務局からこれまでの審議経過の説明を受け、部会長から部会で取りまとめたいただいた答申案についての報告をいただきます。そして、それらを踏まえて、今後、具体的に取組を進めていく際の御意見や御要望等についてお伺いした後、答申についてお諮りしたいと考えております。

そして、その後、審議事項の第2ですが、こちらは「東京都消費生活条例規則の改正に

ついて」というものでございます。こちらは、知事から諮問を受けておりますので、こちらを審議していきたいと思っております。

それでは、事務局から、まず「多摩消費生活センターの機能強化について」、これまでの審議の経過の御説明をお願いします。

委員の方々におかれましては、ここでカメラをオフにさせていただきますよう、お願いいたします。

○消費生活部長 審議経過でございますけれども、画面、今、共有させていただいていますが、答申案の最終ページに載っております。

昨年11月に第2回総会を书面開催いたしまして、知事からの諮問について、平澤委員を部会長とする多摩消費生活センターの機能強化検討部会を設置し、御審議いただくこととなりました。その後、11月、12月、1月の計3回の部会開催を行うとともに、その間には年末年始にかけてですが、総会委員の皆様にも答申案につきまして意見照会を実施させていただきました。それらの検討を経て、「多摩消費生活センターの機能強化について（答申案）」を本日お示しのとおり作成いただきました。

以上が、これまでの審議経過となります。

○鹿野会長 ありがとうございます。

次に、部会でまとめをしていただいた答申案について、検討部会の部会長でいらっしゃいます平澤委員より御報告をお願いします。

○平澤委員 おはようございます。平澤です。

先ほど、事務局より説明がありましたとおり、部会発足以降、計3回の部会を開催して、答申案について審議いたしました。部会では、令和5年度からスタートする次期東京都消費生活基本計画の方針や多摩消費生活センターが今後果たすべき役割を基本方針に据えて審議を進めました。部会委員等からは、全ての人が誰でも気軽に立ち寄りたくなるような居心地のいい場所にすることを目指してほしいといった意見とか、より幅広くセンターを利用する登録団体を募ってほしいなどという意見が出されています。ここに答申案を取りまとめましたので、御報告申し上げます。答申案の具体的内容につきましては、事務局より説明いたします。よろしく申し上げます。

○企画調整課長 事務局でございます。

多摩消費生活センターの機能強化（答申案）について、御説明いたします。

まずは、参考資料1を御覧ください。

こちらは、昨年11月に书面開催による第2回総会で諮問いたしました諮問文でございます。答申案の説明に先立ちまして、今回の諮問の趣旨について改めて御説明申し上げます。

諮問の趣旨です。

多摩消費生活センターは、平成9年度の設立以来、各種消費生活講座の開催や市町村との連携事業、消費者団体への支援の実施など、多摩地域における消費者行政の拠点として

消費生活の安定・向上に資する取組を進めてきました。同センターが持つ機能は、多摩地域における消費者行政の推進のために大変重要であり、今後さらに充実を図っていく必要があります。

また、コロナ禍を契機とした社会の急速なデジタル化の進展により、講座や団体の活動においても集合形式とオンラインを組み合わせたハイブリッド型の需要が高まるなど、利用者のニーズが変化しており、そうした変化への対応も喫緊の課題となっております。

現在、多摩消費生活センターは、北多摩北部建設事務所内に設置されておりますが、令和5年度中に同所から移転する必要があります。ついては、この機会を捉え、さらなる利用者の利便性の向上、市町村支援の充実等につなげるために、多摩消費生活センターの機能強化について、諮問するものでございます。

諮問の趣旨は、以上でございます。

次に、資料3の2枚目に、多摩消費生活センターの概要をおつけしておりますので、御覧ください。

こちらでは、多摩消費生活センターの施設と事業の概要をお示ししております。ここでは、事業概要を御覧いただきたいと思っております。センターでは自主事業として消費生活講座を行っておりますが、こちら、資料にも記載がございしますが、年間通じて全60回程度を開催いたしました。コロナ禍において、令和4年度は集合形式とオンラインのハイブリッドによって行っておりますが、オンラインのウエートが非常に大きくなっているところでございます。

また、市町村や消費者団体の支援といたしまして、教室等の貸出しや図書資料室、交流コーナーの運営等を行っております。また、市町村や消費者団体との連携事業といたしまして、市町村との共催講座、市町村消費生活センター所長会や市町村各ブロック会議での情報共有等を行っております。

現在の多摩消費生活センターの概要についての御説明でございました。

次に、答申案の概要について、御説明いたします。

資料3の1枚目でございます。

答申案の第1章では、多摩消費生活センターを取り巻く状況について、社会のデジタル化の進展、持続可能な開発目標の達成に向けた動き、多摩地域の特色という三つの観点で分析を行いました。

第2章では、第1章での状況を踏まえまして、多摩消費生活センターの現状と課題及び今後の取組の方向性を述べております。今後の取組の方向性を検討するに当たりましては、令和5年度からスタートする次期東京都消費生活基本計画の方針や多摩消費生活センターが今後果たすべき役割を基本方針に据えまして、審議を進めていただきました。

そして、多摩消費生活センターの三つの機能であります、学習の場の提供、消費者教育、市町村支援という柱ごとに現状と課題を整理しまして、今後の取組の方向性について取りまとめをしております。

まず、一つ目の機能の学習の場の提供については、消費者や消費者団体の自主的な学習・活動等に対する支援が課題でございまして、今後の方向性としまして施設の環境整備や機能強化による利便性の向上を挙げて、具体的な取組として①安全で使いやすい通信環境の整備、②施設予約に係る負担の軽減、③交流コーナーのリニューアル、④図書資料室のサービス向上、⑤新規団体への活動場所の提供と交流促進をお示ししております。

次に、真ん中の二つ目の機能、消費者教育については、消費者教育の一層の推進と持続可能な消費の普及が課題でございまして、今後の方向性として多摩地域・多摩センターの特色を生かした情報発信・教育を挙げまして、具体的な取組として①講座等のオンライン配信・収録に適した環境の整備、②消費者団体との協働強化による啓発効果の向上、③エシカル消費や食育の推進を示しております。

また、三つ目の機能、市町村支援については、市町村における消費生活行政推進のための支援が課題でございまして、今後の方向性としてセンター機能の発揮による「点」から「面」への拡大を挙げて、各種会議を通じた市町村との緊密な連携、市町村との共催講座でのノウハウの共有、効果的な教育につながるコーディネート機能の充実、また、市町村の取組の横断的な提供をお示ししております。

答申案の概要の説明は、以上となります。

次に、資料4、総会委員の意見及び都の対応を御覧ください

本答申案は、12月に開催されました検討部会案を基に総会委員に意見を紹介いたしまして、その御意見を踏まえて取りまとめたものとなっております。そこで、各委員からの御意見と対応案を御説明させていただきます。

まず、鹿野会長からは、東京都消費生活基本計画の答申の趣旨を踏まえて、答申案の「はじめに」にSDGs達成に向けた取組の重要性が増している現状を追記することの御意見をいただきました。これについては対応案として、「はじめに」に文言の追記を行いました。文言については、後ほど御説明させていただきます。

アオヤギ委員からは、移転に当たっての場所の選定等と職員体制の充実についての御意見をいただきました。対応案にありますとおり、場所の選定等については、対応案において誰でも気軽に立ち寄りたくなるような居心地のいい場所にすることを目指してほしい等の記述がされておりました。御意見の趣旨を含んだものとなっておりますことを確認いたしております。また、職員体制については、全長期的な調整に基づいて行っておりますことを述べさせていただきます。

次に、川地委員と石戸谷委員からは、飯田橋の東京都消費生活総合センターと多摩消費生活センターの関係性に係る御意見等をいただきまして、これについては対応案のように第1章で多摩のセンターと飯田橋のセンターの役割等を追記いたしましたと記載してございます。

次に、湊元委員からは、施設利用者や講座参加者など意見・感想を収集して運営に反映していくこと等の御意見をいただきまして、こちらについては対応案のように趣旨を踏ま

えまして答申案の記述に反映をいたしております。

次に、原田委員、平野委員からは、幅広い世代の方々、また障害のある方への配慮についての御意見を頂戴しました。こちらの御意見を踏まえまして対応案でお示ししておりますように、答申案の記述において、様々な世代、外国人や障害者など、全ての人が気軽に立ち寄りたくなるような居心地のいい場所にすることというような記述を反映させております。

次に、吉田委員からは、表記について御指摘をいただきましたので、これについては答申案の文言に反映をしております。

末吉委員からは、エシカル消費や食育の推進に係る多様な主体との連携について御意見を頂戴しました。御意見の趣旨は、答申案に含んでおりますことを確認いたしました。

坪田委員からは、セキュリティに配慮したネット環境の充実、地域で消費者関連の活動をする団体の拠点となる機能の提供等について御意見をいただきました。御意見の趣旨は、答申案に含まれておりますことを確認しております。

次に、部会専門員の五十嵐専門員からは、相談機能に係る記載や大型モニターによる啓発映像、パンフレット等の設置等について御意見を頂戴しまして、御意見の趣旨は答申案に含まれておりますことを確認しております。

以上、第2回での検討部会の答申案について委員に紹介させていただき、いただきました意見を踏まえまして、答申案に反映した箇所を答申案の全文のほうで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料5-1でございます。

赤字となっているところが文言に反映等させたところでございます。まず1ページ目、はじめにの部分に鹿野会長の御意見を踏まえ、SDGsの記述を画面でお示ししているように追記しております。

次に、ページを飛びまして17ページでございますが、原田委員、平野委員、坪田委員の御意見を踏まえまして、様々な世代、外国人や障害者など、全ての人が気軽に立ち寄りたくなるような居心地のいい場所という記述を入れているところがございます。

また、その下のところ、湊元委員の御意見を踏まえまして、既存の運営協議会や利用者懇談会等における意見交換や、施設利用者や事業者参加などのアンケートを通じ、取組の実施状況等について情報収集を行うという記述を入れているところがございます。

その他、これは委員の方から御意見をいただいた部分ではございませんが、13ページ、こちらですね、この13ページとあと16ページ、こちらですね、の2か所について、分かりやすさの観点から一部表現を修正させていただいておりますので、併せて御報告をさせていただきます。

それと、本日、配布させていただいております資料で、資料5-2、機能強化について（答申案）の溶け込み版というのをお送りしております。こちら、先ほどの御意見を踏まえた修正点等を反映させた溶け込み版の答申案になってございます。御参照いただければ

と存じます。

以上、多摩消費生活センターの機能強化について、答申案についての御説明でございました。

○平澤委員 ありがとうございます。

事務局からの説明のとおり、部会の審議に加えて総会委員の意見を踏まえまして、答申案を取りまとめましたことを御報告申し上げます。

多摩センターの移転をきっかけとして機能強化の方向性が議論されて、多摩地域の特色を踏まえて今後の取組の方向性が示せたということは、意義があることではないかと思っていますところ。

部会からの報告は以上です。

皆さん、ありがとうございました。

○鹿野会長 平澤部会長、ありがとうございました。

また、部会の皆様方も、ありがとうございました。

答申案をまとめていただき、感謝申し上げます。

これまでの部会の議論や総会委員への意見照会の結果を踏まえまして答申案は取りまとめられたということではありますが、今後、都が答申を踏まえて多摩消費生活センターの機能強化を進めていく際の参考となる御意見や御要望などについて、改めてここで伺いたいと思います。感想なども含め、自由に御発言をいただきたいと思っております。

なお、発言を希望される方は、Webの挙手ボタンを押してお知らせください。私のほうから順番に指名をさせていただきます。その指名をさせていただきました際には、御発言のときにカメラとマイクをオンにさせていただき、終わりましたら再びオフにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、御意見等をお願いします。

平野委員、お願いします。

○平野委員 主婦連合会の平野でございます。

取りまとめ、ありがとうございます。

私が発言させていただきました箇所、答申案の17ページのところにも入れていただいでありがとうございます。

1点、そのことに関することです。障害者という項目を入れていただき、ありがたいと思いますが、この漢字の書きぶりのことですが、様々な障害を持っている方との交流がございまして、御家族の方であったり、当事者から、この障害者の害という漢字を激しく拒否する方がいらっしゃいます。日本の様々な公式な文章では、この障害の害という字は使っていますが、その害という字を平仮名にするとか、違う字を当てているというようなどころもございます。可能ならば害というところを漢字ではなくて平仮名にするとか、変えていただくことを検討していただきたいと思っております。

よろしくお願いいたします。



○鹿野会長 ありがとうございます。

17ページの障害者の害という字について、例えば平仮名を当てるとか、そういうことについて検討をしてもらえないかという御意見でしたが、事務局のほう、いかがですか。

○企画調整課長 御意見、ありがとうございます。

表記について、御意見の趣旨を踏まえまして、検討させていただきます。

ありがとうございます。

○平野委員 ありがとうございます。

○鹿野会長 貴重な御意見、ありがとうございます。

五十嵐委員、お願いします。

○五十嵐専門員 多摩コンシューマーズの五十嵐です。

大変いい答申と考えていましたが、実施していくに当たって大勢の方が立ち寄りたくなるような場所とか、そういったような表現もありますので、ぜひ利便性の高い、面積も十分にあるきちんとしたセンターになるように希望しておりますので、よろしく願いいたします。

○鹿野会長 ありがとうございます。

事務局から何かございますか。その点は、恐らく事務局もいろいろと頑張っていच्छることだと思いますが、御意見、ありがとうございます。

ほかに、御意見等はございますでしょうか。

アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 アオヤギです。

取りまとめ、ありがとうございます。

私のほうからは、先ほど委員からもあった面積のところも要望するのと職員体制ですね。機能強化を図るには、やはりどうしても職員体制というのは大事かなと思っておりまして、全庁的な調整をするというふうに書かれているんですけども、ぜひ検討していただきたいと御要望させていただきます。多摩地域の中心となる場所で様々な方が活動する場になるわけですから、きちんと体制を整えてもらいたいと御要望させていただきます。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

職員体制も重要であるということで、そのような御意見を後押しとして、庁内のいろいろな調整でも頑張っていだければというふうに思います。

ありがとうございます。

ほかに、ございますでしょうか。

坪田委員、お願いします。

○坪田委員 ありがとうございます。

おまとめいただきまして、ありがとうございます。非常に、私は賛成しております。

エシカル消費、食育など庁内関係部局や地元の子供・大学生、地域の農業や産業などが

書かれております。15ページですけれども、飯田橋のセンターと比べて、多摩のセンターの存在が、相談を受けていませんので、どうしても消費生活センターということでの認識が薄い部分も出てくるかと思えます。例えば子供たちが清掃に関するごみ処理などの社会科見学をするような形で、やはり消費生活とかエシカルに関する何か見学をすることもできるような、それから、その場所で何かイベントをすることもできると思えます。また、そこが拠点となってプログラムを組むこともできると思えます。この機能を発揮していただくには、ぜひ、地元の市の教育委員会であるとか高齢者関係の部署とかとの連携を進めるなど、都と市との連携をお願いしたいと思えます。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

これについても、連携を図っていただければというふうに思います。そういう御意見、御要望が改めてあったということを受け止めていただければと思います。

ほかにございますか。

小浦委員、お願いします。

○小浦委員 ありがとうございます。小浦でございます。

私も、この部会に参加させていただいておまして、意見をしっかり受け止めていただいて、今回のような答申案をまとめていただいて、本当に感謝をしております。

部会の中でも申し上げていますのでどうしようかと思ったのですが、やはり消費者団体の立場として、再度ここで発言させていただきます。学習の場の提供ということで、新規団体への活動の場の提供もしていただけるということですので、色々なテーマが消費者活動につながっていますので少し幅広めに申請があった団体へは御理解をしていただきたいなと思えます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

消費者問題の広がりや踏まえて、様々な団体が参加できるようにということで、これも答申案にもその考え方は反映されているとは思いますが、改めて御意見をいただきました。

事務局、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに御意見はございませんか。

岡崎専門員、お願いします。

○岡崎専門員 失礼いたします。東京都金融広報委員会事務局の岡崎と申します。

地域によるかと思えますけれども、消費生活センターで講座を募集して人数を目標どおり集めるのに苦労されているケースがございます。自治体以外に地域の自治会も掲示板を多く設置する他SNSでも情報発信をしているケースがあり、住民の方々に情報を伝えるルートをお持ちのようです。消費生活センターで有意義な情報を発信し、住民の方にお伝えいただくに当たりまして、自治体のみならず地域の自治会などのネットワークも活用す

る方向で働きかけていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○鹿野会長 ありがとうございます。

これについても、御指摘のとおり、今、デジタル化が進んでいて、従来型の情報発信だけでは足りなくて、むしろデジタルをうまく活用し、しかもいろいろなところと連携し合いながらそのような広報あるいは情報発信等をしていくということが重要だと思いますが、事務局としてもよろしいですか。何かございますか。

○企画調整課長 御意見、ありがとうございます。

○鹿野会長 それでは、今の御意見を踏まえて、今後、取り組んでいただければと思います。

ほかに御意見はございませんでしょうか。

石戸谷委員、お願いします。

○石戸谷委員 どうもありがとうございます。

基本的に、これ賛成でして、賛成の立場で意見を述べておるのですが、そういう意味では全然問題ないんですけれども、ちょっと文章の読み方なんですけど、資料4で意見照会の結果と対応策というのをまとめていただいているんですが、川地委員の意見と私の意見についての対応案というのは、答申案の2ページの第1章の1のところを追記したとあるんですけれども、これ意見照会があった文章と中身が同じじゃないかと、どこが追記されているのでしょうか。

○鹿野会長 この点については、事務局からお願いします。

○企画調整課長 事務局です。

ちょっと、すみません。御意見に直接的にちょっとお答えできているかというところはあるかもしれないんですけれども、多摩のセンターと飯田橋のセンターの関係性というところで役割についてということで、こちらの記述を追記させていただいて、このところで御趣旨としては、答申案としては文言として、こちらの文言にさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○石戸谷委員 それ自体は全く問題ないし、それでいいと思うんですけど、追記していると書いてあるので、何か意見照会のあった文章から追記されているのかなと思って見たんですけど同じなので、そこをちょっと確認しているだけです。

○企画調整課長 失礼いたしました。おっしゃるとおり、御意見いただいた時点で反映されておりますことを確認しておりますので、確かに資料4のところはちょっと追記ではなくて、答申案に含まれておりますという表現にするべきでございました。失礼いたしました。

○石戸谷委員 分かりました。ありがとうございます。

○鹿野会長 それでは、湊元委員、お願いします。

○湊元委員

答申案をまとめていただきありがとうございます。

移転と機能強化がセットで行われるということですが、どういった点が機能強化をされたのかについて広く皆さんに知っていただく必要があると思います。例えば移転の機会を捉えて、何かしらの記念イベントや、催しなどを行いながら周知していくということを計画されているかもしれませんが、ぜひ実施していただきたいと思います。

○鹿野会長 ありがとうございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

今の点もよろしいですね。

○消費生活部長 移転の周知ということで、何かしら皆さんに知っていただけるような形で考えていきたいと思います。参考にさせていただきます。ありがとうございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御要望等、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○鹿野会長 様々な角度からの御意見、ありがとうございます。

今いただいた御意見については、施策を進めるに当たり、事務局にて御検討をお願いしたいと思います。

事務局から何か、今までの御意見に対して、まとめて御発言等がありますか。

ちょっと失礼しました。

先ほどの御意見の中で、障害者に関する表記を漢字の害という字を使わずに、例えば平仮名で表記するということについての御意見、あるいは御提案がありました。今、事務局と御相談しましたところ、御提案のとおり平仮名の「がい」という字を使いたいというふうに思いますが、委員の皆様方におかれましては、これでよろしいでしょうか。何か御意見等があればお願いします。

末吉委員、お願いします。

○末吉委員 どうもありがとうございます。

私はこの分野の専門家ではないので、私の意見をこの場で申し上げるか迷ったところだったのですが、先日、自分たちの団体のことで表記についていろいろと議論することがありました。その際に、長年障害者の支援活動なさってきた方も、あえて平仮名を使っていないとおっしゃっていたんですね。なぜかというと、障害というのは障害者本人のことではなく社会の側の障害のことであって、障害者は社会にある障害と向き合っている人たちだという考えが根本にあるからだそうです。NHKの方針としても、平仮名ではなくて漢字を使っているようです。これは私の意見というよりも、このような意見も聞いたことがあるということ、この場でお伝えしておきたいなと思ひまして、意見として申し上げました。

ありがとうございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

今の御意見も含めて、ほかの委員の方は、いかがでしょうか。

平野委員、お願いします。

○平野委員 末吉さん、ありがとうございます。

私もその意見を存じ上げております。障害は個人にあるのではなく社会の障壁であるという認識で、ユニバーサルデザインであったり、アクセシビリティに関しては、様々なところで議論されているところです。実際には障害という漢字にこだわらないという方も、もちろんいらっしゃいますが、普通に暮らしている方の中には、とっても嫌だ、その害という漢字によって私は害なんだというふうに思い、とても悲しくなるということを生の声として、聞いております。御家族に障害をお持ちの方がいらっしゃる方も、害という文字を見ただけで悲しくなるということを訴えていらっしゃいます。東京都は、私たちのような一般の生活者のための政策をやっているところですので、法律用語といったものよりも、より生活者に寄り添った書きぶりのほうがいいのかなという、思いで今回は申し上げさせていただきました。

○鹿野会長 ありがとうございます。

原田委員、お願いします。

○原田委員 私も今の部分だけなんですけど、私もその意見を出したときに、害は平仮名で書かせていただいているんですけども、多分、害という字を漢字で当てても別に何とも思わない障害者の方もたくさんいらっしゃると思うのですが、それが嫌という人がいらっしゃるということを考えれば、平仮名にしておいて、逆に障害で害が漢字であって何とも思わない人でも、別に平仮名で書いてあっても何とも思わないと思いますので、そうしたら幅広い障害者の方に受け入れてもらうためには平仮名のほうが誰にも受け入れて、それに反対する人は少なくともいないんじゃないかという点では、平仮名のほうがいいのかなというふうに思います。

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、小野委員、お願いします。

○○小野委員 東京家政学院大学の小野でございます。

私は障害のある消費者の研究をしており、研究論文などで、害という字は今回使われている漢字を使っています。ただ、それには前提がございまして、法律や社会制度との関わりで検討するときには、平仮名であったり漢字が混じると読みづらいということもありまして、要は文脈の中でどちらを使うかということになるかなと思っています。なので、研究論文などでは、どちらかを統一するということが多いです。

一方で、行政や当事者団体の方からいただくお仕事については、そちらの方針に従っています。今回は、ほかの委員からも御意見が出ていますように、当事者の立場、消費者の立場に近いところに関わる事業ですので、平仮名、つまり文字を開いた形で表記をすることが、実態としてはいいのかなというふうに個人的には思いました。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

今、御意見をいただきましたが、平仮名表記というのが一般化しているというわけでは、現状、必ずしもないけれども、不快にこれを感じられる方がいらっしゃるということと、東京都の都政においては、まさに住民に寄り添った都政の運営が必要だというようなことを考えると、ここの害は平仮名にしたほうがよいのではないかと、そういう御意見が多かったように思います。そこで改めてこれを害の漢字ではなくて、今、画面で映しておりますように、平仮名に直した形で答申案をまとめるということで、答申に向けてこのように表記をするということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鹿野会長 ありがとうございます。

先ほどの末吉委員からの御意見も反対という趣旨ではなかったと思いますし、今、改めてお諮りしましたところ、異論は聞かれませんでしたので、これで皆様に賛成していただいたというふうに思います。

それでは、このような修正を加えたいと思います。

○末吉委員 末吉です。

私も反対ではなく、皆様の御意見に賛成です。ありがとうございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

事務局からは、ほかに何かございますか。

○消費生活部長 障害の表記について、いろいろ御意見いただきましてありがとうございます。

補足になりますが、東京都としては障害者について、害は漢字で書いているものなんです、今回、こちらの審議会の皆様の総意という形でお出しいただくので、今回の件につきましては、害を平仮名でということで承知いたしました。

ありがとうございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、先ほど確認しましたように、その点に修正を加えさせていただきたいと思います。

それでは、この今の点、1点について修正を加えた上で、この答申案に御賛同いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、御異論ないということで、これを、今の1点、障害の表記を変えるという修正を加えた上で、こちらを東京都に答申書としてお渡しさせていただきたいと思います。

委員の皆様の御協力に改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、第1の議題は以上にて終わりとしまして、次に、第2の議題に移りたいと思います。

第2は、先ほども申しましたように、「東京都消費生活条例施行規則の改正について」でございます。

審議に入ります前に、諮問事項について、事務局より説明をお願いします。

○消費生活部長 諮問事項と諮問の趣旨について、御説明いたします。

資料6を御覧ください。

諮問事項と諮問の趣旨について、読み上げさせていただきます。

諮問事項、「東京都消費生活条例施行規則の改正について」。

諮問の趣旨、東京都は、昭和63年度から不適正取引防止対策事業を開始し、特定商取引に関する法律及び東京都消費生活条例に基づき、不適正な取引行為を行う事業者への処分・指導を実施している。不適正な取引行為については、条例で九つの行為類型を掲げ、それらの類型に該当する具体的な行為について、東京都消費生活条例施行規則で定めている。先に行われた特商法及び同施行規則の改正並びに民法の改正に伴い、条例施行規則の規定を整備する必要があることから、同規則の改正について諮問するものである。

以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項の検討に当たりまして、事務局より、より詳しい内容の説明をしていただきたいと思います。

お願いします。

○企画調整課長 諮問事項の詳細についてでございます。

資料7を御覧ください。

このたびの諮問は、先ほどの説明にもありましたとおり、関係法令である特定商取引法に関する法律、同法施行規則及び民法の改正に伴い、東京都消費生活条例規則の所要の改正を行うものでございました。

具体的な法改正の内容について、参考資料3にまとめておりますので、御覧いただきたいと存じます。

まず、特定商取引に関する法律についてでございます。

今、画面に映っております資料の下から10行目程度に下線を引いてある箇所、訪問販売における契約の申込みの撤回等の規定でございますけれども、こちらについて、書面のみならず電磁的記録による消費者の権利の行使が追加されたという内容となっております。

次に、特定商取引法に関する法律の施行規則でございます。

こちらは、改正におきまして、右側が改正前ですけれども、1号から3号まであったのですが、号が削除されたという改正です。内容的には、改正前の1号と3号が法律で別の形で規定されることになって2号が残って16条に残っていると、ということで号がなくなったという形になっております。

最後に、民法についてでございます。

今回の改正で、制度の枠組み自体を大きく変更されておりまして、個々の条文が改正前の条文番号に対応していないため、ここでは条例施行規則の改正箇所に関連する条文を挙げております。この表の右側、改正前の関連条文第570条で規定されておりました目的物の瑕疵についての文言がなくなりまして、この表の左側、改正後の関連条文第562条に引き渡された目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、という文言にあるように、契約不適合という考え方に改められました。

以上が、今回の関連法令の改正についてのポイントの説明でございます。

それでは、資料7に戻りたいと思います。

これらの法令改正を踏まえまして、東京都消費生活条例施行規則の改正の方向性として、資料の2、改正が必要な条項及び改正内容に現行の条文、改正案、改正に当たっての考え方をそれぞれ記載しております。なお、改正案につきましては、下に米印でもお示ししているのですが、審議会の答申を経まして、今後、東京都の法規担当部署との調整を行う必要があることから、最終的な改正条文の文言は、こちらでお示ししてあります資料の記載から変更になる可能性がございました。

それでは、それぞれの改正箇所の説明でございます。

まず、施行規則第5条の3について、特定商取引に関する法律施行規則については、先ほど御紹介しましたとおり、運用している法の号が削除されましたことに伴って、規定文言の整理を行うこととしております。

次に、次のページの条例施行規則第8条、こちら民法の改正に伴って、事業者の債務不履行等に関する規定において、考え方にありますとおり、契約の目的物の瑕疵という文言が不要になったこと、また、修補責任の内容が改められたことに伴い、規定文言の整理を行うこととしております。

最後に、施行規則第11条がクーリング・オフに関する規定についてでございますが、特定商取引法に関する法律の改正と同様に、電磁的記録という文言を追加するといったことでございます。

諮問事項の検討に関する説明は、以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について、御意見や御質問などがございましたら、御発言ください。

ただいま、御説明の中にもありましたように、この資料7の表に掲げられている改正案は、文言等については、今後、法規担当部署との調整によって少し変わる可能性があるという留保つきではございますが、今日はこのような方向性について、御意見等をいただければというふうに思います。

それでは、お願いします。

よろしいでしょうか。

先ほど説明いただきましたように、国の法令の改正に伴って、条例についても関連する



条例の備考規則の各規定を改正するというところでございます。

よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○鹿野会長 ありがとうございます。

それでは、今回は、諮問事項については、今も申しましたように、国の法令改正に伴って関連の条例の規定整備を行うというものになりますので、本日の総会で諮問事項に対する答申の決定まで行いたいと思います。

そこで、事務局から答申案について、画面への投影をしていただけるんですかね。

画面への投影と内容の説明をお願いします。

○企画調整課長 それでは、答申案を御説明させていただきます。

答申案は、先ほど御説明しました内容を文章化したものとなっております。

まず、今、目次をお示ししておりますが、まず1の柱として諮問の趣旨にもございました、東京都消費生活条例における不適正な取引行為について、都がどのように定めているか等を記載してございます。先ほども冒頭に説明がありましており、具体的な取引行為について、その条例の下にある、この施行規則のほうに規定を具体的に定めているというところで、今回はそこを改正するというところでございます。

次に、2と3については、先ほど参考資料3で御説明した内容と同じく、特定商取引法に関する法律、同施行規則及び民法の改正内容について、概要と改正前、改正後の条文等を記載しております。

次に、4として、これらの法令改正を踏まえて、改正が必要となる条例施行規則の現行の条文を記載しております。まずは改正箇所をこちらで記載しているというところでございます。

最後に、5、改正を行うべき事項でございますが、こちらが本答申の肝となる審議会の提言に当たる箇所でございます。内容といたしましては、先ほど御説明した内容と重複いたしますが、再度、御説明申し上げます。

まず、(1) 条例施行規則第5条の3第3号について、特商法施行規則の改正において、第16条第1号から第3号までが削除されたことに伴い、現行条文中、当該規則を引用している部分の規定整備を行うこと、としております。

次に、(2) 条例施行規則第8条第8号について、現行の条文中、「契約の目的物の瑕疵」は「契約不適合」と同等であるところ、民法改正において、契約不適合は債務不履行の一態様として整理され、また、修補責任については、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完等を行う責任まで含む内容に改められました。それに伴って、改正内容に対応する箇所の規定整備を行うこと、としております。

最後に、(3) 条例施行規則第11条第2号について、特定商取引法の改正において、「書面」が「書面または電磁的記録」に改正されたことに伴い、現行条文中、この改正内容に対応している箇所の規定整備を行うこと、としております。

答申案の説明については、以上でございます。

○鹿野会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から答申案について、御説明がありました。これについて、御意見、御質問がありましたら御発言をお願いします。

今、御説明いただきましたように、特に6ページのところについては、その改正、どういう方向性で改正をするのかということについて書いてありますが、イメージとしては先ほどの資料7に書かれたような形での改正を考えているというところでは、あろうかと思えますけれども、先ほども言いましたように、この後、法規担当部署との調整等が入ることにもございまして、この答申の中では具体的な改正後の条文はこうなるのだという形ではなく、改正の趣旨と方向性について、ここに書き込んであるという答申案であらうかと思えます。

御意見、御質問等がありましたらお願いします。

アオヤギ委員、お願いします。

○アオヤギ委員 アオヤギです。

基本的にはこの答申案でよいと思っております。

要望なんですけれども、この改正案と現行のお示しがあるんですが、資料として新旧対照表を事前にもらいたかったということと、法律の新旧も含めて、二つの法律の施行規則が、どう変わったかというのを確認したかったものですから、ぜひ事前にいただけていれどと思っております。

基本的に答申案には、賛成です。

○鹿野会長 この点、事務局から何かありますか。

○企画調整課長 今の画面で共有させていただいた参考資料3を事前にお送りしておくべきだったということかと存じます。

すみません。失礼いたしました。御意見いただきました。ありがとうございます。

○アオヤギ委員 よろしくをお願いします。

○鹿野会長 昨日の夜、送られたのでしょうか。恐らく、事前に少し前に送られたものにはこれがついていなかったところ、それがあったほうがいいということに気づいて、それで昨晚、一括して送られたということだと認識しております。本来であれば、もう少し早くにこれが送られるということが望ましかったということは間違いのないと思いますので、今後、何かこういう議題を審議することがあれば、事務局の皆様にはよろしくをお願いします。

御意見、ありがとうございます。

ほかには、何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○鹿野会長 それでは、事務局案のとおり、これを答申として決定したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○鹿野会長　こちらでカメラとかをオフにしておくようお願いしているので、ちょっと皆様の表情等は見えないのですが、御異論ないというふうに受け止めました。ありがとうございます。

それでは、事務局案のとおり、答申とさせていただきます。

本日は、以上で、2点についての御審議をいただきました。

様々な貴重な御意見をいただき、大変ありがとうございました。

議事は以上となりますが、事務局から何かありますか。よろしいですか。

○企画調整課長　大丈夫です。

○鹿野会長　それでは、議事は以上になります。

委員の皆様におかれましては、短期間のうちに熱心に御審議をいただき、事前の意見聴取まで含めて、御意見等をいただきまして、本当にありがとうございました。また、本日も熱心に御審議をいただきまして、感謝申し上げたいと思います。

これにて、第3回総会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時16分閉会

<審議会終了後に頂いたご意見>

○末吉委員

長年、障害者の支援活動を行ってきた方からは、当事者の中には、ひらがなで表記することで、すべての人が向き合うべき社会の課題を目隠しすることになる、とあっていらっしやる方もおられる、ということも聞いたことがあります。

もし今後、多摩消費生活センターで講座(対面・オンラインともに)を開催するようなことがあれば、手話や字幕を入れることで、より多くの方に届けることができると思います。私たち団体が開催するすべてのオンライン講座も手話の同時通訳者に入ってください講座をお届けしています。